

# 公 示

## 公示第125号

### 一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱いについて

一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示事項及び表示方法等に関しては、道路運送法（昭和26年法律第183号）等関係法令及び一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成14年7月1日付け公示第14号）の規定によるほか、下記のとおり定めたので公示する。

平成26年3月27日

北陸信越運輸局長 和辻 健二

#### 記

#### I 一般準則

1. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、これに定めた事業用自動車（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成26年国土交通省告示第56号）第2条第3項に掲げるものを除く。以下、「車両」という。）の表示等を遵守し、事業の適正な運営と旅客の利便性の確保に努めなければならない。
2. 表示する文字等の塗色は、容易に識別できる色を用い、それぞれの表示事項の目的に沿って、明瞭かつ的確に公衆及び旅客に見やすいように表示しなければならない。
3. 表示事項について、定期的に点検補修を行い、常に明瞭な表示が保たれるように努めなければならない。
4. 表示装置及び表示板の取扱いは適正に行い、これらを使用して違法な営業行為を行ってはならない。
5. 法令又は本取扱いに定める場合のほか、車体及び車内に表示物を表示し又は貼付するときは、公衆の利便に資する必要最小限のものであって、運転者及び旅客の視野並びに法令若しくは本取扱いに定める表示の効果を損なわないものでなければならない。

#### II 法人タクシー（1人1車制個人タクシー及び福祉輸送事業限定自動車を除く）の表示等

1. 運賃及び料金を表示するメーター器（以下、「メーター器」という。）  
メーター器は、運転者の操作が容易な位置であって、かつ、後部座席の位置から容易にメーター器の表示が確認できる位置に装着すること。
2. 車内表示装置

車内には、表示事項がメーター器と連動して作動する構造の装置で昼夜を問わず車外から明瞭に確認できる表示装置を装着すること。

表示装置の装着位置、表示事項及び表示方法は、次によるものとする。

#### (1) 装着位置

表示装置は、前席旅客席側のダッシュボード上部又は前席旅客席側上方であつて、自動車の運転に支障のない安全な位置に装着すること。

#### (2) 表示事項

次の区分に応じ、それぞれ別表1の規格により表示を行うこと。なお、次の④から⑩までは表示板によることができるものとする。

なお、実車又は貸走のときに「実車」又は「貸走」の表示を車外に向けて表示し、「空車」表示と容易に区別できる色を用いること。

- ①「空車」 空車の場合に車外に向けて表示すること。ただし、3.(2)ただし書きにより、表示灯を消灯した場合には表示しないことができるものとする。
- ②「支払」 支払を適用している場合に車内及び車外に向けて表示すること。
- ③「割増」 割増運賃を適用している場合に車内及び車外に向けて表示すること
- ④「迎車」 乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合に車外に向けて表示すること。(主に迎車回送料金を適用している車両に適用するが、⑤の表示でも可能とする。)
- ⑤「予約」又は「予約車」 乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合又は指定場所に到着後旅客の都合により車両を待機させる場合に車外に向けて表示すること。(主に迎車回送料金を適用しない車両に適用するが、④の表示でも可能とする。)
- ⑥「貸切」 時間制運賃を適用する場合に車外に向けて表示すること。
- ⑦「観光」 観光ルート別運賃を適用する場合に車外に向けて表示すること。
- ⑧「定額」 定額運賃を適用する場合に車外に向けて表示すること。
- ⑨「回送」 運転者が食事若しくは休憩のため運送の引受けをすることができない場合又は乗務の終了等のため車庫若しくは営業所に回送しようとする場合に車外に向けて表示すること。
- ⑩「救援」 救援事業の業務遂行のために走行する場合に車外に向けて表示すること。
- ⑪「代行」 自動車運転代行業の随伴用自動車として用いる場合に車外に向けて表示すること。

### 3. 表示灯

#### (1) 表示灯の装着

① 車両の屋根の上には、事業者の名称若しくは記号又は事業者が所属する団体の名称若しくは記号を表示した表示灯を別表2の例により装着すること。

ただし、あらかじめ営業所等において運送の申し込みが行われ、申込者から表示灯を取り外すよう求められた場合に限り、表示灯を取り外すことができるものとする。

② 禁煙車にあつては、別表2の例による位置に別表2の2に示す例を基本とする禁煙表示灯を装着すること。

## (2) 表示灯の点灯

表示灯は、日没から日の出までの間において点灯すること。

ただし、空車時及び迎車回送により旅客の指定した場所に到着してから旅客が乗車するまでの間を除いて消灯できるほか、空車時であっても営業区域外から営業区域内に戻るまでは消灯できるものとする。

## 4. 車体表示事項

車体（側面ガラスに外側に向かってする表示を含む。）には、次に掲げる事項を別表2及び別表2の2並びに別表4の例により外部から容易に判別ができるように表示すること。

### (1) 事業者の氏名、名称又は記号

(2) 車種区分、初乗距離及び初乗運賃額（初乗距離を短縮するなど通常の運賃及び料金と異なる運賃及び料金を適用する場合であって、認可時等において別途指示した場合には、当該指示によること。）

### (3) 禁煙車マーク（禁煙車両の場合に限る。）

(4) ユニバーサルデザインタクシー（以下、UDタクシーという。）マーク（UDタクシーを使用する場合に限る。）

## 5. 車内表示（掲示）事項

車内には、次に掲げる事項をそれぞれ定める場所に表示（掲示）すること。

(1) 事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号 車内表示装置の後面に表示すること。

(2) タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）に基づく登録タクシー運転者証を、国土交通省令で定めるところにより車内に表示すること。

(3) 運賃及び料金に関する事項（運賃又は料金が時間制による場合を除く。） 車種区分、初乗運賃、加算運賃、割増運賃、割引運賃、料金及び適用方法並びに運送中及び運送終了時点における距離制による運賃及び料金の額（距離短縮による運賃割増を適用する場合にあっては、割増を適用した額とする。）のほか、原則として運賃割増又は運賃割引を適用する場合にあってはその旨を後席の旅客から見やすい位置に表示すること。

(4) 禁煙車マーク（禁煙車両の場合に限る。） 前席及び後席の旅客から見やすい位置に別表2の2の例により禁煙マークを表示すること。

## 6. 適用除外

(1) あらかじめ企業等との契約により営業所のみにおいて運送の引受を行うものを使用する車両は、4. 車体表示事項のうち(2)～(4)を適用しないことができるものとする。

(2) 一定地域において相当程度の禁煙車が導入され、かつ、利用者が当該状況を理解し、喫煙をめぐるトラブルが生じる恐れがないと認められる地域については、3. 表示灯で規定する禁煙車表示灯は装着しないことができるものとする。

(3) 営業所又は禁煙乗り場のみにおいて運送の引受を行うなど利用者との間で喫煙をめぐるトラブルが生じる恐れがない場合の禁煙車については、3. 表示灯で規定する禁煙車表示灯の装着及び4. 車体表示の(3)禁煙車マークの表示は行わないことができるものとする。

### Ⅲ 個人タクシーの表示等

#### 1. メーター器

メーター器は、運転者の操作が容易な位置であって、かつ、後部座席の位置から容易にメーター器の表示が確認できる位置に装着すること。

#### 2. 車内表示装置

車内には、表示事項がメーター器と連動して作動する構造の装置で昼夜を問わず車外から明瞭に確認できる表示装置を装着すること。

表示装置の装着位置、表示事項及び表示方法は、次によるものとし、文字等の規格は、別表1及び別表2の例による。

##### (1) 装着位置

表示装置は、前席旅客席側のダッシュボード上部であって、自動車の運転に支障のない安全な位置に装着すること。

##### (2) 表示事項

次の区分に応じ、それぞれ別表1の規格により表示を行うこと。なお、次の④から⑩までは表示板によることができるものとする。

なお、実車又は貸走のときに「実車」又は「貸走」の表示を車外に向けて表示し、「空車」表示と容易に区別できる色を用いること。

- ①「空車」 空車の場合に車外に向けて表示すること。ただし、3.(2)ただし書きにより、表示灯を消灯した場合には表示しないことができるものとする。
- ②「支払」 支払を適用している場合に車内及び車外に向けて表示すること。
- ③「割増」 割増運賃を適用している場合に車内及び車外に向けて表示すること。
- ④「迎車」 乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合に車外に向けて表示すること。(主に迎車回送料金を適用している車両に適用するが、⑤の表示でも可能とする。)
- ⑤「予約」又は「予約車」 乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合又は指定場所に到着後旅客の都合により車両を待機させる場合に車外に向けて表示すること。(主に迎車回送料金を適用しない車両に適用するが、④の表示でも可能とする。)
- ⑥「貸切」 時間制運賃を適用する場合に車外に向けて表示すること。
- ⑦「観光」 観光ルート別運賃を適用する場合に車外に向けて表示すること。
- ⑧「定額」 定額運賃を適用する場合に車外に向けて表示すること。
- ⑨「回送」 運転者が食事若しくは休憩のため運送の引受けをすることができない場合又は乗務の終了等のため車庫若しくは営業所に回送しようとする場合に車外に向けて表示すること。
- ⑩「救援」 救援事業の業務遂行のために走行する場合に車外に向けて表示すること。

#### 3. 表示灯

##### (1) 表示灯の装着

- ① 車両の屋根の上には、事業者の名称若しくは記号又は事業者が所属する団体の名称若しくは記号を表示した表示灯を別表2の例により装着すること。

ただし、あらかじめ営業所等（無線基地局を含む）において運送の申し込みが行われ、申込者から表示灯を取り外すよう求められた場合に限り、表示灯を取り外すことができるものとする。

- ② 禁煙車にあつては、別表 2 の例による位置に別表 2 の 2 に示す例を基本とする禁煙表示灯を装着すること。

#### (2) 表示灯の点灯

表示灯は、日没から日の出までの間において点灯すること。

ただし、空車時及び迎車回送により旅客の指定した場所に到着してから旅客が乗車するまでの間を除いて消灯できるほか、空車時であっても営業区域外から営業区域内に戻るまでは消灯できるものとする。

#### 4. 車体表示事項

車体（側面ガラスに外側に向かってする表示を含む。）には、次に掲げる事項を別表 2 及び別表 2 の 2 並びに別表 4 の例により外部から容易に判別ができるように表示すること。

- (1) 事業者の氏名、名称又は記号及び「個人タクシー」又は（個人）
- (2) 車種区分、初乗距離及び初乗運賃額（初乗距離を短縮するなど通常の運賃及び料金と異なる運賃及び料金を適用する場合であつて、認可時等において別途指示した場合には、当該指示によること。）
- (3) 禁煙車マーク（禁煙車両の場合に限る。）
- (4) UDタクシーマーク（UDタクシーを使用する場合に限る。）

#### 5. 車内表示（掲示）事項

車内には、次に掲げる事項をそれぞれ定める場所に表示（掲示）すること。

- (1) タクシー業務適正化特別措置法（昭和 45 年法律第 75 号）に基づく個人タクシー事業者乗務証を、国土交通省令で定めるところにより車内に表示すること。
- (2) 運賃及び料金に関する事項（運賃又は料金が時間制による場合を除く。） 車種区分、初乗運賃、加算運賃、割増運賃、割引運賃、料金及び適用方法並びに運送中及び運送終了時点における距離制による運賃及び料金の額（距離短縮による運賃割増を適用する場合にあつては、割増を適用した額とする。）のほか、原則として運賃割増又は運賃割引を適用する場合にあつてはその旨を後席の旅客から見やすい位置に表示すること。
- (3) 禁煙車マーク（禁煙車両の場合に限る。） 前席及び後席の旅客から見やすい位置に別表 2 の 2 の例により禁煙マークを表示すること。

#### 6. 適用除外

- (1) 一定地域において相当程度の禁煙車が導入され、かつ、利用者が当該状況を理解し、喫煙をめぐるトラブルが生じる恐れがないと認められる地域については、3. 表示灯で規定する禁煙車表示灯は装着しないことができるものとする。
- (2) 禁煙乗り場のみにおいて運送の引受を行うなど利用者との間で喫煙をめぐるトラブルが生じる恐れがない場合の禁煙車については、3. 表示灯で規定する禁煙車表示灯の装着及び 4. 車体表示の (3) 禁煙車マークの表示は行わないことができるものとする。

## IV 福祉輸送自動車の表示等

### 1. メーター器

メーター器は、運転者の操作が容易な位置であって、かつ、後部座席の位置から容易にメーター器の表示が確認できる位置に装着すること。

ただし、運賃の収受をメーター器によらないで行う種類の運賃のみを設定している運賃区分上の車種及び距離制運賃をトリップメーターにより算定する運賃の認可を受けた車種については省略することができるものとする。

### 2. 車内表示装置

車内には、表示事項がメーター器と連動して作動する構造で昼夜を問わず車外から明瞭に確認できる表示装置を装着すること。

ただし、メーター器の装着を省略した自動車にあつては、表示装置に代えて表示板を掲げること。

表示装置又は表示板の装着位置及び表示事項は、次によるものとする。

#### (1) 装着位置

表示装置又は表示板は、前席旅客席側のダッシュボード上部又は前席旅客席側上方であって、自動車の運転に支障のない安全な位置に装着すること。

#### (2) 表示事項

次の区分に応じ、それぞれ別表1の規格により表示を行うこと。

- ①「割増」 割増運賃を適用している場合に車内及び車外に向けて表示すること
- ②「迎車」 乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合に車外に向けて表示すること。(主に迎車回送料金を適用している車両に適用するが、③の表示でも可能とする。)
- ③「予約」又は「予約車」 乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合又は指定場所に到着後旅客の都合により車両を待機させる場合に車外に向けて表示すること。(主に迎車回送料金を適用しない車両に適用するが、②の表示でも可能とする。)
- ④「貸切」 時間制運賃を適用する場合に車外に向けて表示すること。
- ⑤「観光」 観光ルート別運賃を適用する場合に車外に向けて表示すること。
- ⑥「回送」 運転者が食事若しくは休憩のため運送の引受けをすることができない場合又は乗務の終了等のため車庫若しくは営業所に回送しようとする場合に車外に向けて表示すること。
- ⑦「救援」 救援事業の業務遂行のために走行する場合に車外に向けて表示すること。

### 3. 車体表示事項

車体(側面ガラスに外側に向かってする表示を含む。)には、次に掲げる事項を別表3の例により外部から容易に判別ができるように表示すること。

#### (1) 事業者の氏名、名称又は記号

(2)「限定」(業務の範囲を福祉輸送サービスに限定されていない事業者が保有する車両を除く。)

(3)「福祉輸送車両」(業務の範囲を福祉輸送サービスに限定されていない事業者にあつては、福祉輸送サービスを行う車両に限る。)

#### 4. 車内表示（掲示）事項

車内には、次に掲げる事項をそれぞれ定める場所に表示（掲示）すること。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号 別表5の規格により作成し、後席の旅客から見やすい位置に表示すること。
- (2) 運賃料金の内容（運賃又は料金が対時間制による場合を除く。） 車種区分、初乗運賃、加算運賃、割増運賃、割引運賃、料金及び適用方法並びに運送中及び運送終了時点における距離制による運賃及び料金の額（距離短縮による運賃割増を適用する場合にあっては、割増を適用した額とする。）のほか、原則として運賃割増又は運賃割引を適用する場合にあってはその旨を後席の旅客から見やすい位置に表示すること。
- (3) 禁煙車マーク（禁煙車両の場合に限る。） 前席及び後席の旅客から見やすい位置に別表2の2の例により禁煙マークを表示すること。

#### 附 則

- 1 この公示は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 この公示の適用日において営業所に配置する車両が、Ⅱ法人タクシーの表示等4. (1) 又はⅢ個人タクシーの表示等4. (1) の事項について、別表2の規格に適合していない車両については、平成26年9月30日までに適合するよう措置することとする。
- 3 平成14年7月10日付け北陸信越運輸局長公示第38号「一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車への運賃及び料金に関する事項の表示」については、平成26年4月1日限り廃止する。

#### 附 則（平成27年9月28日付け公示第44号）

この公示は、平成27年10月1日から適用する。

なお、適用の際、現に法人タクシー事業者に雇用され運転者として選任されている者及び個人タクシー事業者は、平成28年3月31日までの間、登録タクシー運転者証（個人タクシー事業者にあっては、個人タクシー事業者乗務証）の交付を受けるまでは、従前の取扱いによるものとする。

#### 附 則（令和2年4月8日付け公示第1号）

この公示は、令和2年4月8日から適用する。

#### 附 則（令和5年8月16日付け公示第47号）

この公示は、令和5年8月16日から適用する。

なお、適用の際、現に表示している登録タクシー運転者証（個人タクシー事業者にあっては、個人タクシー事業者乗務証）は再交付を受けるまで、従前の取扱いによるものとする。

また、適用の際、現に事業の用に供している車両にあっては、改正後のⅣ4. (3) によらず、従前の取扱いによるものとする。

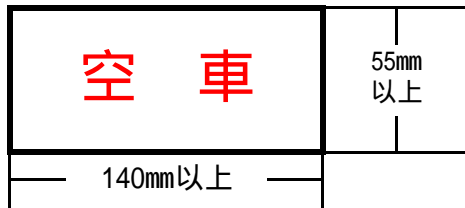
#### 附 則（令和6年4月22日付け公示第4号）

この公示は、令和6年4月22日から適用する。



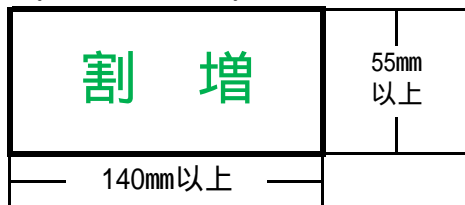
別表1 車内表示装置

第1 (車外向け表示)



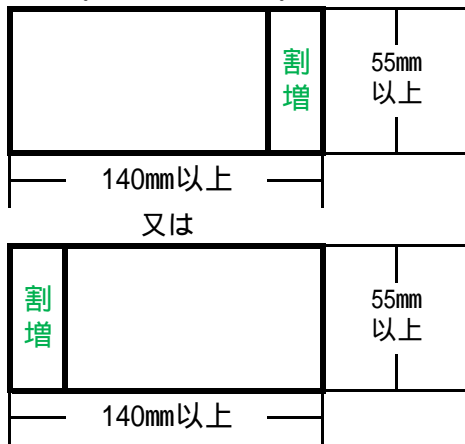
- (注) (1) 白地若しくは黒地に赤文字又は赤地に白文字とする。(白地に黄文字又は黄地に白文字も可とする。)  
 (2) LED表示(「発光ダイオードによる表示方式」以下同じ。)にあっては、赤文字空車又は抜き文字空車とする。  
 (3) 文字の寸法は、縦横40mm以上とする。

第2 (車外向け表示)



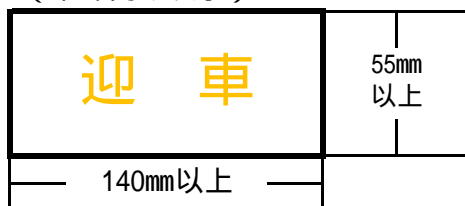
- (注) (1) 白地若しくは黒地に緑文字又は緑地に白文字とする。  
 なお、LED表示にあっては、緑文字とする。  
 (2) 文字の寸法は、縦横40mm以上とする。

第2の2 (車内向け表示)



- (注) (1) 緑地に白文字とする。  
 なお、LED表示にあっては、白地に緑文字とする。  
 (2) 文字の寸法は、縦横10mm以上とする。

第3 (車外向け表示)



- (注) (1) LED表示にあっては、橙色文字とする。  
 (2) 文字の寸法は、縦横40mm以上とする。

第4 (車外向け表示)



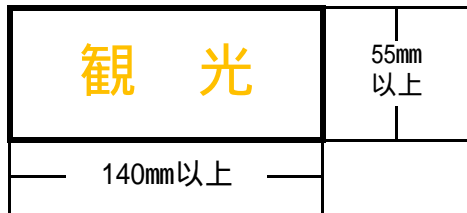
- (注) (1) LED表示にあっては、橙色文字とする。  
 (2) 文字の寸法は、縦横40mm以上とする。

第5 (車外向け表示)



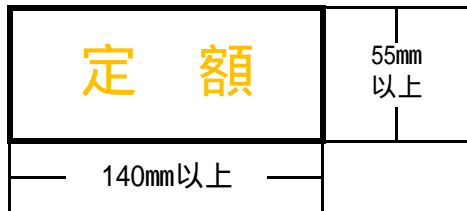
- (注) (1) LED表示にあっては、橙色文字とする。  
 (2) 文字の寸法は、縦横40mm以上とする。

第6（車外向け表示）



- （注）(1) LED表示にあっては、橙色文字とする。  
(2) 文字の寸法は、縦横40mm以上とする。

第7（車外向け表示）



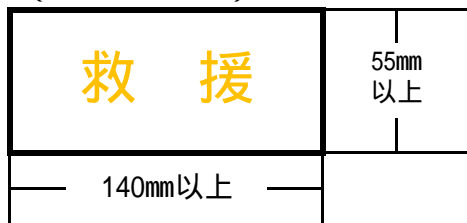
- （注）(1) LED表示にあっては、橙色文字とする。  
(2) 文字の寸法は、縦横40mm以上とする。

第8（車外向け表示）



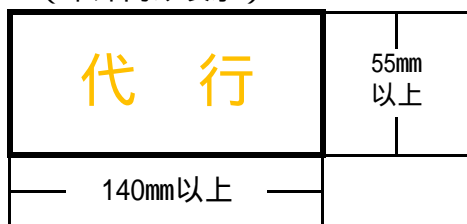
- （注）(1) LED表示にあっては、橙色文字とする。  
(2) 文字の寸法は、縦横40mm以上とする。

第9（車外向け表示）



- （注）(1) LED表示にあっては、橙色文字とする。  
(2) 文字の寸法は、縦横40mm以上とする。

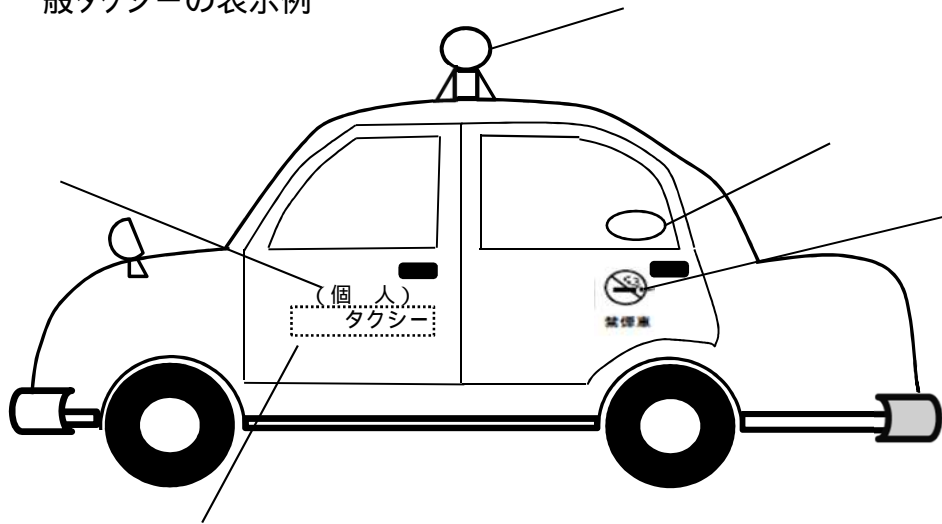
第10（車外向け表示）



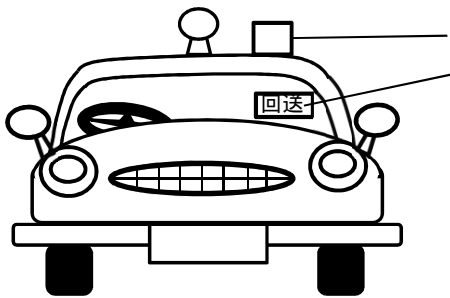
- （注）(1) LED表示にあっては、橙色文字とする。  
(2) 文字の寸法は、縦横40mm以上とする。

別表2 一般タクシーの表示例

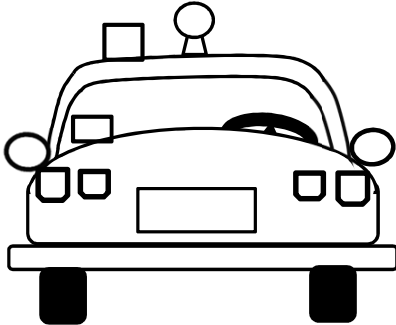
横



前



後



事業者の氏名、名称又は記号

車種区分、初乗距離及び初乗り運賃額

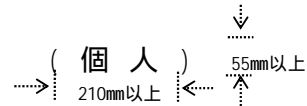
表示灯

空車・割増・迎車・予約（予約車）・貸切・観光・定額・回送・救援・代行

禁煙表示灯  
禁煙車両の場合に限る。

禁煙車マーク  
禁煙車両の場合に限る。

個人タクシー又は（個人）  
1人1車制個人タクシーに限る。



（注）

（1）事業者の氏名、名称又は記号は、塗装又はステッカー等による横書きとし、自動車の両側面に行うこと。

なお、マグネット等脱着が容易な表示は認めない。

文字の大きさは、縦横55mm以上とし、車体の色と明瞭に識別すること。

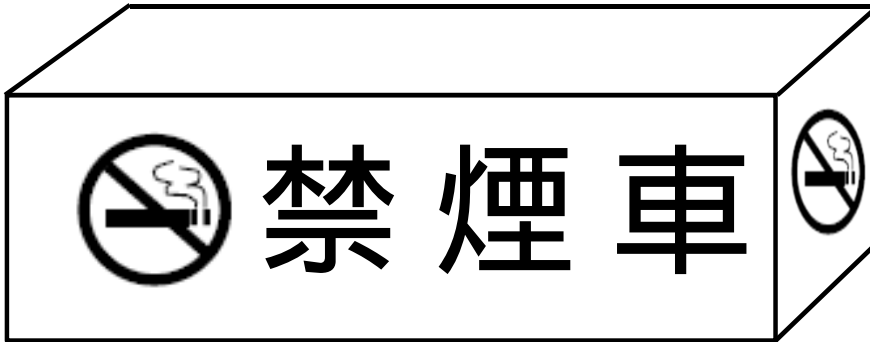
（2）車種区分、初乗距離及び初乗運賃額の表示は、自動車の左側のガラスに行い、文字は明瞭な色を使用すること。

文字の大きさは、縦30mm以上、横20mm以上とする。

（3）表示灯は、自動車の前後から見やすいように装着すること。

## 別表の2の2 禁煙車両の表示例

### (1) 禁煙表示灯



- ・表示灯の「禁煙マーク」は、車両の前後から明確に認識できるものとする。
- ・取り付け位置は、車両の屋根の見やすい位置とする。
- ・表示灯の投光の色等は、「道路運送車両の保安基準」に抵触するものでないこと。

### (2) 禁煙車外表示



### (3) 禁煙車内表示



### (注)

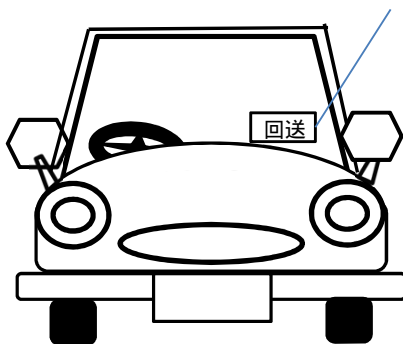
- (1) 「禁煙車外表示」及び「禁煙車内表示」は、旅客が明瞭に確認できる大きさとする。
- (2) 「表示灯」及び「表示」のマークは、旅客が禁煙車両であることを容易に認識できるマークであれば、表示例によらなくてもよい。

別表3 福祉輸送自動車の表示例

横



(注) 事業者の氏名、名称又は記号、「福祉輸送車両」の文字は、ペンキ、ステッカー又はマグネット等による横書きとし、自動車の両側面に行う。  
文字の大きさは、縦横50mm以上とし、車体の色と明瞭に識別できること。



事業者の氏名、名称又は記号

「福祉輸送車両」の文字

福祉輸送事業限定事業者にあつては **限定**

割増・迎車・予約・貸切・観光・回送・救援

別表4 ユニバーサルデザインタクシー(UDタクシー)の表示マーク

(ア) 「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」においてレベル2の認定を受けた車両は、次の表示マークを表示するものとする。



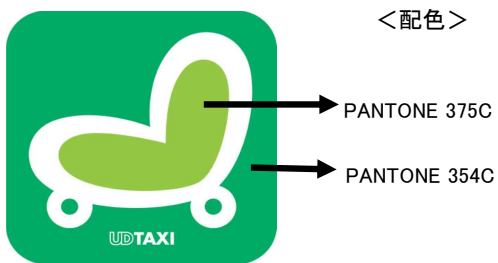
2020年4月以降標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定を受けた車両

(イ) 「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」においてレベル1の認定を受けた車両は、次の表示マークを表示するものとする。

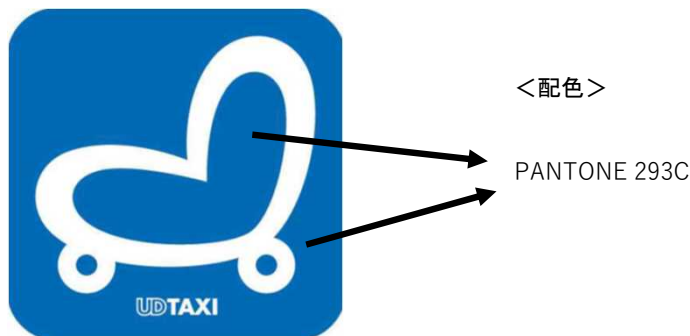


2020年4月以降標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定を受けた車両

(ウ) 「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」においてレベル準1の認定を受けた車両は、次の表示マークを表示するものとする。



(エ) 「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」における認定を受けていない車椅子用スロープ又はリフトを備えた車両は、次の表示マークを表示することを推奨するので、表示の実施を積極的に検討するものとする。



(注)

- 1 上記の各表示マークの大きさは、縦横150mm以上とする。
- 2 表示位置は、車体の前面、左側面及び後面の外部から見やすい位置（いずれも窓ガラス部分以外）とする。
- 3 表示方法は、塗装、ステッカー又はマグネットによるものとする。

別表5 福祉輸送自動車の車内表示

事業者名		↑ 60mm以上
自動車登録番号		↓ ↑ 60mm以上

←----- 130mm以上 ----->